

奈良県告示第二百三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、大和都市計画都市高速鉄道を次のとおり変更した。

その関係書類は、奈良県土木マネジメント部まちづくり推進局地域デザイン推進課都市計画室及び奈良市都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十七年十一月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 変更に係る都市計画の種類及び名称

大和都市計画都市高速鉄道一号西日本旅客鉄道関西線

二 都市計画の変更に係る土地の区域

奈良市大森西町、大安寺三丁目、大安寺七丁目、恋の窪東町、大安寺西三丁目、八条二丁目、八条三丁目及び八条四丁目